明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（七〇）　二
○海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律（七一）　二
○地方自治法の一部を改正する法律（七二）　二
○構造改革特別区域法の一部を改正する法律（七三）　三
○地域再生法の一部を改正する法律（七四）　三
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（七五）　三
○災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（七六）　三
○消費者安全法の一部を改正する法律（七七）　三
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（七八）　四
○動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（七九）　四
○大都市地域における特別区の設置に関する法律（八〇）　四
○古典の日に関する法律（八一）　四
○カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（八二）　四
○株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（八三）　五
○都市の低炭素化の促進に関する法律（八四）　五

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二二二）　六
○構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令（二二三）　六

〔省　令〕

○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（**総務・外務**一）　七
○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一四）　七
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**同**一五）　七
○財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**財務**五三）　七
○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一二二）　七
○農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則（**農林水産**四六）　七
○農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（**同**四七）　七
○経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六六）　八
○国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（**国土交通**七四）　八

〔告　示〕

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業の一部を改正する件（**厚生労働**四九七）　八
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**四九八）　八
○構造改革特別区域法施行令第六条第一号の農林水産大臣が定める基準を定める件（**農林水産**二一五四）　八
○農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業の一部を改正する件（**同**二一五五）　八

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。